

# 名古屋市告示第618号

## 道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、令和8年2月9日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和7年12月23日

名古屋市長 広 沢 一 郎

### 1 道路の区域変更

道路の種類	整理符号	路線名	道路の区域			摘要	
			区間	変更の前後別	延長 キロメートル		幅員 メートル
市道	A	四軒家一丁目第6号線	名古屋市守山区四軒家一丁目1104番地先から	前	0.080	3.64 3.81	第1図
	B		名古屋市守山区四軒家一丁目1202番地先まで	後	0.072	3.64 3.81	

### 2 道路の供用開始

道路の種類	整理番号	路線名	区間	摘要
市道	1	名古屋環状線	名古屋市港区本宮町8丁目47番地先から 名古屋市港区築盛町4番地先まで	第2図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

# 第1 附図



## 凡例



区域変更により廃道する部分

# 第2附図



## 凡例



道路の供用を開始する部分